

○ 「日本公庫資金円滑化貸付事業について」（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 経営第 269 号農林水産省経営局長通知）新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後	現行
<p>IV <u>令和2年7月3日から同月31日までの間の</u>豪雨に係る貸付事業について</p> <p>第1 目的</p> <p><u>令和2年7月3日から同月31日までの間の</u>豪雨（以下「令和2年7月豪雨」という。）により、農業者等に甚大な被害が発生しており、今後、経営を継続・再建するためには、農業用施設・機械等の復旧や再取得等に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。</p> <p>しかしながら、令和2年7月豪雨により著しい被害を受けた農業者等（「被害農業者等」という。以下IVにおいて同じ。）においては、主要な事業用資産について、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けており、融資対象物件担保以外の担保の確保が困難な状況であり、資金の円滑な融通が行われ難いケースの発生が見込まれているところである。</p> <p>このような事態に対応して、公庫は、これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウをいかしつつ、実質無担保・無保証人貸付を措置することで、被害農業者等の速やかな復旧のために必要な資金の円滑な融通を図ることとする。</p> <p>第2・第3（略）</p>	<p>IV <u>令和2年7月3日から</u>の豪雨に係る貸付事業について</p> <p>第1 目的</p> <p><u>令和2年7月3日から</u>の豪雨（以下「令和2年7月豪雨」という。）により、農業者等に甚大な被害が発生しており、今後、経営を継続・再建するためには、農業用施設・機械等の復旧や再取得等に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。</p> <p>しかしながら、令和2年7月豪雨により著しい被害を受けた農業者等（「被害農業者等」という。以下IVにおいて同じ。）においては、主要な事業用資産について、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けており、融資対象物件担保以外の担保の確保が困難な状況であり、資金の円滑な融通が行われ難いケースの発生が見込まれているところである。</p> <p>このような事態に対応して、公庫は、これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウをいかしつつ、実質無担保・無保証人貸付を措置することで、被害農業者等の速やかな復旧のために必要な資金の円滑な融通を図ることとする。</p> <p>第2・第3（略）</p>

附 則（令和2年8月25日2経営第1245号）

この通知は、令和2年8月25日から施行し、令和2年7月3日から適用する。